

佐呂間別川流域治水協議会規約

(設 置)

第1条 「佐呂間別川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目 的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、佐呂間別川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置き、会長はオホーツク総合振興局長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 オホーツク総合振興局副局長が会長を代行することができるものとする。
- 5 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 6 協議会を進めていくにあたり、その他の佐呂間別川流域内関係機関等についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 佐呂間別川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(オブザーバー)

第6条 協議会には、流域治水に関する助言を求めため、別表2にある機関をオブザーバーに置く。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、オホーツク総合振興局網走建設管理部治水課に置く。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で決定するものとする。

(附 則)

この規約は、令和3年 3月19日から施行する。

別表1 佐呂間別川流域治水協議会 構成員

関 係 機 関	構 成 員
オホーツク総合振興局	局 長
佐 呂 間 町	町 長
湧 別 町	町 長
北 見 市	市 長
網走西部森林管理署	署 長
網走中部森林管理署	署 長

別表2 佐呂間別川流域治水協議会 オブザーバー

関 係 機 関
網走開発建設部治水課